

学生各位

副校長（教務主事） 佐藤 稔
副校長（学生主事） 荒川 臣司

後期中間試験期間の注意事項

11月16日（月）からの後期中間試験期間中の注意事項をまとめました。学生の皆さんの理解と協力をお願いします。

記

1. 体調不良の場合には登校不可

- ・毎朝必ず体温測定を行い、別紙 1「体調管理シート」に記入してください。
- ・体温測定の結果、発熱症状が確認された場合、あるいはその他体調不良があった場合には登校不可となります（後日、減点なしの追試を受ける運びとなります。追試の手続きについては担任または学生課窓口を確認してください）。
- ・担任あるいは学生支援係（029-271-2830）に登校しない旨連絡をしてください。寮生の場合は、寮事務室（029-271-2833）に連絡をしてください。
- ・その後の対応方法については別紙 2「自室・自宅で体調不良になったら」を参照してください。

2. 学内で急に体調不良となっても「保健室受験」はできません

- ・登校後、発熱等の急な体調不良に見舞われた際には、茨友会館 1F 階段前のインターフォンで看護師に状況を伝えてください（いきなり保健室には入らない）。
- ・この場合、試験は欠席となり、後日、減点なしの追試を受ける形となります（「保健室受験」はできません）。
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる症状の場合には保護者に迎えにきていただくこととなります。
- ・なお、事前申請による保健室受験（発熱等の場合を除く）は従来通り認めます。

3. マスクの着用を

- ・自分を守るため（手指で直接鼻や口に触れないという意味もあります）、また他人に感染させないため（無症状感染の可能性を考えましょう）、マスクの着用を義務化します。
- ・破損した場合のために予備のマスクを常に用意しておいてください。
- ・触覚過敏等によりマスクの着用が困難な学生は事前に担任に報告・相談をしてください。

4. 休み時間中のソーシャルディスタンス確保等

- ・休み時間中も大声を出すことは控えるとともに、ソーシャルディスタンス(最低でも 1メートル)の確保に十分留意してください(教室内/廊下).

5. 試験前後の校内滞在は最小限に

- ・試験勉強のための早めの登校や試験終了後の居残りは認められません(ただしこれは通学上の事情により多少早い登校・遅い下校となることを禁止するものではありません)
- ・最後に退出する学生たちは協力して戸締り・消灯等を行ってください.
- ・学内の体育館やグラウンド, 図書館等は引き続き使用不可となっています.
- ・遊興施設への寄り道(特にカラオケ)は絶対にやめましょう.

以上

体調管理シート

学年 氏名 _____

※該当する症状には○を付けてください

		体温	頭痛	咳	喉の痛み	鼻水	だるさ	息苦しさ
(月)	1日	°C						
	2日	°C						
	3日	°C						
	4日	°C						
	5日	°C						
	6日	°C						
	7日	°C						
	8日	°C						
	9日	°C						
	10日	°C						
	11日	°C						
	12日	°C						
	13日	°C						
	14日	°C						
	15日	°C						
	16日	°C						
	17日	°C						
	18日	°C						
	19日	°C						
	20日	°C						
	21日	°C						
	22日	°C						
	23日	°C						
	24日	°C						
	25日	°C						
	26日	°C						
	27日	°C						
	28日	°C						
	29日	°C						
	30日	°C						
	31日	°C						

自室・自宅で体調不良になったら

担任(つながらない場合は学生支援係029-271-2830)に以下の3点を報告してください(※寮生は寮事務室に報告)。

①体温 ②体調不良の症状の内容 ③療養方針(かかりつけ医の受診の意向等)

A. 体調不良の内容が、新型コロナウイルスの感染が疑われるものとは考えにくい場合※少しでも迷ったらBと判断してください

B. 体調不良の内容が、息苦しさ、咳などの風邪症状、高熱等、新型コロナウイルスの感染が疑われる症状の場合、あるいは、Aからこれらの症状に変化した場合(寮生は帰宅となります)

保護者とよく相談の上、自室・自宅療養で様子を見るか、かかりつけ医を受診するかしてください。症状が完全に治まって回復した場合は登校可能となります。

かかりつけ医を受診するか、「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

保健所に相談し、PCR検査実施となり、陽性となった場合

保健所に相談し、PCR検査実施となり、陰性となった場合
or
保健所に相談したがPCR検査実施とはならなかった場合

保健所への相談までには至らなかった場合

保健所の指示に従って対応してください。

発症日から14日間経過した場合、あるいはかかりつけ医が登校可と判断した場合は登校可能となります。※診断書は不要

保護者・かかりつけ医等とよく相談の上、症状が完全に治まって回復した場合は登校可能となります。

大切なお願い

- 初期段階だけでなく、その後も担任への連絡を継続してください。
- 体調不良の内容に関わらず、「経過観察表」への記録を欠かさず行ってください。